

コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会  
審査結果報告書

令和5年2月17日

コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会

コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会の審査結果について

コロニーにいがた白岩の里指定管理者指定申請の審査結果を以下のとおり報告します。

令和5年2月17日

コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会

委員長 丸田 秋男

---

## はじめに

「コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、新たに令和6年度からの指定管理者を募集することとされたコロニーにいがた白岩の里の指定管理者候補の選定を公平かつ適正に実施するために設置された。

このたび、応募のあった1事業者を指定管理者候補として適当と判断し選定したので、委員会における選定方法及び審査結果について、以下のとおり報告する。

### 1 指定管理者候補の選定方法

#### (1) 指定管理者候補の選定方法

コロニーにいがた白岩の里の指定管理者は施設の管理運営を全般的に行うことから、指定管理者候補の選定に当たっては、申請者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し選定する必要があるため、申請者からの提案内容について総合的に評価することとした。

また、施設の規模や業務の専門性の違い等を考慮して2分割し、区分毎に評価することとした。

#### (2) 審査委員会の設置

令和4年10月20日付けで定められたコロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会設置要綱に基づき、次の8名の委員により構成された。

##### 【民間有識者委員】

委員長	丸田 秋男	新潟医療福祉大学 社会福祉学科 教授
副委員長	樺沢 浩	(福)のぞみの家福祉会 副理事長
委員	小林 正則	日本公認会計士協会 公認会計士
委員	宗村 葉子	葉子社会保険労務士事務所 社会保険労務士
委員	江部 健幸	(一社)新潟県相談支援専門員協会 代表理事
委員	皆川 栄子	(一社)新潟県手をつなぐ育成会 理事長

##### 【オブザーバー委員】（※審査の採点には加わらない）

中村 章一	コロニーにいがた白岩の里 所長
島田 久幸	新潟県福祉保健部障害福祉課 課長

### (3) 審査委員会の開催状況

#### 第1回審査委員会

開催日：令和4年11月8日（火）

内 容：委員会の設置に関する事項

コロニーにいがた白岩の里指定管理者募集要項等の検討

#### 第2回審査委員会

開催日：令和5年2月1日（水）

内 容：申請者プレゼンテーション及びヒアリング

申請内容の審査、採点及び指定管理者候補の選定

## 2 申請者の応募状況

令和4年11月18日（金）から令和4年12月23日（金）までの間、コロニーにいがた白岩の里指定管理者募集要項及びコロニーにいがた白岩の里業務仕様書により、指定管理者指定申請書の受付が行われ、受付期間内に、以下の団体から申請があった。

#### 【申請者】

名称：社会福祉法人長岡福祉協会

所在地：長岡市深沢町字高寺 2278 番地 8

## 3 審査結果

### (1) 審査方法

コロニーにいがた白岩の里指定管理者募集要項の10（指定管理者の選定方法）に基づき、申請者が申請資格の要件に適合していることを県が確認するとともに、第2回審査委員会において、提出された申請書の内容について、書類審査、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、区分毎に民間有識者委員6名による採点を行い、提案内容の妥当性を判断した。

### (2) 審査結果

審査の結果、指定管理者として適当と認められるため、社会福祉法人長岡福祉協会を指定管理者候補として選定した。

（採点結果は別表のとおり）

【別表 採点結果】

審査項目及び審査の視点		児童・成人部		高齢・重複部					
		配点	採点	配点	採点				
① 事業計画	事業の安定性	10	6.8	10	7				
	○ 適切な管理運営を行うことができる収支計画であるか。								
	○ 十分に事業計画が遂行できる収支計画であるか。								
事業のリスク管理	○ 主要なリスクへの対応策が具体的かつ適切であるか。	10	7.7	10	7.7				
	○ 財務状況の健全性、経営基盤の安定性。								
② 管理運営計画	設置目的に沿った運営方針が設定されているか	15	10.8	15	10.8				
	○ 運営に関する基本的考え方が明確かつ適切であるか。								
	○ 障害福祉サービス等の提供について、コロナの役割・課題を踏まえているか。								
	障害福祉サービス等の提供内容について適正な支援水準が確保されているか。	70	44	65	40.8				
	○ 日課が適切であるか。								
	○ 生活介護に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 施設入所支援(児童部は障害児入所支援を含む)に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 余暇活動・レクリエーション・行事等の充実に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 給食・保健に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 診療所に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 個別支援計画に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 短期入所・日中一時支援に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ サービス向上のための措置に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	サービス提供体制について適正な水準が確保されているか。	40	26.8	45	30.2				
	○ 施設の管理運営を適正に遂行できる組織体制及び職員配置となっているか。								
	○ 勤務体制及び勤務形態が適切であるか。								
	○ 職員の確保及び育成に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 適切な労働環境の確保が図られているか。								
	○ 利用者の高齢化及び重度化に対する支援に関する対応方針が具体的かつ適切であるか。								
	○ 家族・地域・関係機関等との連携に関する対応方針・計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 利用者の権利擁護のための措置が具体的かつ適切であるか。								
	事故・災害対策などの危機管理能力や日頃の安全対策は万全であるか。					15	9.6	15	9.6
	○ 事故の防止等に関する対策が具体的かつ適切であるか。								
	○ 防災・防犯に関する計画が具体的かつ適切であるか。								
	○ 感染症(新型コロナを含む)対策が具体的かつ適切であるか。								
	運営引継業務	10	7.3	10	7.3				
	○ 運営引継計画が具体的かつ適切であるか。								
提案業務等	15	11	15	11					
○ 事業者提案業務の内容及び計画は具体的かつ適切であるか。									
○ 事業者提案業務に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。									
③ 課題解決計画	利用者の意思決定支援が適切に図られるか。	20	13.4	20	12.6				
	○ 利用者の意思決定支援に向けた取組が具体的かつ適切であるか。								
	○ 利用者の意思決定支援に向けた取組に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。								
強度行動障害児者支援に関する専門性強化が図られるか。	20	12.3	20	12.3					
○ 強度行動障害児者支援に関する専門性強化の取組が具体的かつ適切であるか。									
○ 強度行動障害児者支援に関する専門性強化に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。									
④ 維持管理計画	利用者が安全で安心して、快適に利用できるか。	25	15	25	15				
	○ 衛生的で快適な空間の確保に有効な維持管理業務計画であるか。								
	○ 安全で快適な空間の確保に有効な維持管理業務計画であるか。								
	○ 施設の保全と防災に有効な維持管理業務計画であるか。								
	○ 施設・設備等の修繕計画は具体的かつ適切であるか。								
○ 備品の管理計画は具体的かつ適切であるか。									
①～④小計 (※150点未満失格)		250	164.7	250	164.3				
⑤ 提案価格	提案価格は指定管理料上限額以内であるか。	50	50	50	50				
	※ 第1位(最も低い額)を満点(50点)とし、第2位以下は第1位との比率を用いて算出する。								
①～④+⑤合計		300	214.7	300	214.3				

#### 4 審査総評

指定管理者候補として選定した社会福祉法人長岡福祉協会は、コロニーにいがた白岩の里のあり方検討委員会報告書（令和3年3月）において示された今後担うべき機能の実現に向けて意欲的かつ適切な提案を行っており、また、社会福祉法人として安定的な経営基盤と施設運営の実績を有していることから、コロニーにいがた白岩の里を適切に管理運営する能力を有すると認められる。

#### 5 附帯意見

コロニーにいがた白岩の里が期待される機能を発揮し、本県における地域共生社会の実現に向けた取組が着実に進むよう、審査委員会は、指定管理者候補に選定された者及び県に対して、以下のとおり附帯意見を申し添える。

- ・ 人材確保は非常に困難な課題であるが、法人職員の確保に向けて最大限努力を行っていくこと。
- ・ 強度行動障害者への支援の質の向上に向けて、外部の支援等も受けながら、重点的に取組を行うこと。
- ・ 利用者の権利擁護のために、意思決定支援を確実に行うとともに、身体拘束の縮減に向けた取組を着実にを行うこと。
- ・ 地域生活支援の重要な機能である短期入所について、積極的な受入れを行うこと。
- ・ 身近な地域で本人が望む生活ができる社会の実現に向けて、地域における支援体制が整いつつあることも踏まえ、コロニーにいがた白岩の里（指定管理者）と県だけでなく、事業者や市町村を含めた県全体の協力体制を一層構築していくこと。
- ・ 県においては、強度行動障害対応グループホームの整備など、強度行動障害者の地域生活移行に向けた支援の充実を図ること。

## コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 コロニーにいがた白岩の里の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、コロニーにいがた白岩の里指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 募集要項に関する事項

募集要項において規定する条件及び提出を求める書類等について検討する。

(2) 審査方法及び審査基準に関する事項

審査方法及び審査基準を定める。

(3) 指定管理者候補選定に関する事項

総合的に申請内容の審査を行い、第1順位から第3順位までの候補者を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる民間有識者6人以内及びオブザーバー委員により構成する。

(1) 民間有識者は、学識経験者、経営有識者、労務管理有識者、障害福祉施設等関係者及び施設利用者（障害者団体関係者を含む。）のうちから福祉保健部長が依頼する者とする。

(2) オブザーバー委員は、福祉保健部コロニーにいがた白岩の里所長、福祉保健部障害福祉課長とする。

2 委員の任期は、依頼した日から令和5年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この委員会が終了した後も同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 オブザーバー委員は、施設運営の実態や課題、応募者の提案内容と県施策との整合性等について説明するものとし、審査の採点には加わらない。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、指定管理者の指定を受けようとする者と利害関係を有する場合は、審査に加わることはできない。

(庶務)

第8条 委員会の事務局を、福祉保健部障害福祉課内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。